

○新温泉町有線情報放送施設管理規則

平成17年10月1日規則第13号

改正

平成22年3月26日規則第2号

平成23年3月25日規則第3号

新温泉町有線情報放送施設管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新温泉町有線情報放送施設条例（平成17年新温泉町条例第19号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、新温泉町有線情報放送施設（以下「施設」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(宅内機器の管理)

第2条 町長は、条例第7条第1項の規定により貸与する宅内機器を管理するため、宅内機器貸与台帳（様式第1号）を作成し、保存する。

2 加入者等は、宅内機器預かり書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(加入及び使用の申込み方法)

第3条 条例第8条の規定により許可を受けて施設を使用しようとする者は、加入・使用申込書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 集合型賃貸住宅入居者で施設を使用しようとする者は、前項の規定にかかわらず、集合型住宅入居者用加入・使用申込書（様式第4号）によらなければならない。

3 端末型接続サービスを受けようとする者は、インターネットサービス「ウェブ夢ネット」使用申込書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の申込みを許可したときは、インターネットサービス「ウェブ夢ネット」登録許可書（様式第6号）を申込者に交付するものとする。

5 端末型接続サービスの変更をしようとする者は、インターネットサービス「ウェブ夢ネット」変更申込書（様式第6号の2）を町長に提出しなければならない。

6 町長は、前項の変更申込みを許可したときは、インターネットサービス「ウェブ夢ネット」変更許可書（様式第6号の3）を申込者に交付するものとする。

(使用料等の納付方法)

第4条 条例第10条第4項、第12条第3項及び第13条第3項の規定による納付方法は、四半期ごとに次に掲げる期日までに3か月分を一括して納付するものとする。ただし、前項の納付義務の生

じた日の属する月が各期中途である場合は、納付義務の生じた日の翌月の末日までに当該期分を納付するものとする。

第1期（4・5・6月分） 6月30日まで

第2期（7・8・9月分） 9月30日まで

第3期（10・11・12月分） 12月25日まで

第4期（1・2・3月分） 3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、使用料等を毎年第1期納期までに当該年度分を一括して納付し、又は毎年第1期及び第3期納期までに当月分以降6か月分を一括して納付することができる。
- 3 使用料等の納付方法に変更を生じたときは、加入・使用申込書又は集合型住宅入居者用加入・使用申込書を町長に提出しなければならない。

（使用料等の減免）

第5条 条例第11条の規定に基づく減免は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている加入者等 加入金又は使用料（以下「使用料等」という。）の全額
- (2) 国、地方公共団体又は町内の行政区の公共施設 使用料等の全額
- (3) 独居の者で70歳以上の加入者等 使用料等の半額
- (4) 町内に住居を有するも、居住を常としない加入者等 使用料の半額
- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者又は聴覚障害者に該当し、かつ、主たる生計維持者である加入者等 使用料の半額
- (6) 災害等、町長が特に認める者 別に定める額

- 2 使用料等の減免を受けようとする加入者等は、加入金・使用料減免申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。
- 3 前項の減免を受けた加入者等が、第1項各号に該当しなくなったときは、加入者等は加入金・使用料減免理由消滅届（様式第8号）を町長に提出し、許可を得なければならない。
- 4 町長は、前項の届を受理したときは、その内容を精査し、減免措置を取り消した旨を加入者等へ通知するものとする。

（宅内機器の使用）

第6条 条例第12条第1項の規定により宅内機器を増設しようとする加入者等は、宅内機器増設申込書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(有料放送の視聴)

第7条 条例第13条第1項の規定により有料放送を視聴しようとする加入者等は、有料放送視聴申込書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(役務の提供)

第7条の2 条例第13条の2の規定によりダビングサービスを受けようとする者は、ダビングサービス申込書(様式第10号の2)を町長に提出しなければならない。

2 ダビングサービスは、施設が放送した自主制作番組を対象とし、編集は一切行わないものとする。

3 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、役務の提供を承認しないものとする。

(1) 法令及び自主放送番組基準に抵触するおそれがあるとき。

(2) 目的が著しく不適切であると認められるとき。

(3) その他施設運営の支障となるおそれがあるとき。

4 ダビングサービスを受けた者は、個人又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲において使用することを目的とする場合を除き、録画済媒体の複製、複製物の上映その他ケーブルテレビが有する著作権を侵害してはならない。

(伝送施設の変更等)

第8条 条例第15条第1項の規定による申請は、工事着工の日の30日前までに伝送施設変更申請書(様式第11号)によるものとし、同条第2項の工事費用は、町長が指定する期限内に納付しなければならない。

2 前項の工事費用の額は、次に定めるところによる。

(1) 新規加入又は加入者等の都合により生じた伝送施設の新設及び変更工事については、分岐分配器の出力側から保安器までの引込み線の工事に要する費用相当額とする。

(2) 関係者の都合による伝送施設の新設及び変更工事については、町長がその都度決定する。

(名義変更)

第9条 条例第17条の規定により加入者等の権利義務を継承しようとする者は、加入・使用申込書又は集合型住宅入居者用加入・使用申込書を町長に提出しなければならない。

(受信又は通信の休止・再開)

第10条 条例第18条第1項の規定により、受信若しくは通信の休止又は再開をしようとする加入者等は、休止・再開届(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

2 受信又は通信を休止する加入者等で使用料等の滞納があるときは、届出時にすべて納付しな

ればならない。

(使用の脱退)

第11条 条例第19条第1項の規定による届出は、脱退届（様式第13号）とする。

2 脱退を届け出た加入者等で、使用料等の滞納があるときは、届出時にすべて納付しなければならない。

(使用の停止等の通知)

第12条 町長は、条例第20条第1項の規定により、使用の停止又は加入の許可を取り消すときは、その旨を加入者等に通知するものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、有線情報センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の温泉町有線情報放送施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年温泉町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月26日規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第3号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第3条関係）

様式第6号（第3条関係）

様式第6号の2（第3条関係）

様式第6号の3（第3条関係）

様式第7号（第5条関係）

様式第8号（第5条関係）

様式第9号（第6条関係）

様式第10号（第7条関係）

様式第10号の2（第7条の2関係）

様式第11号（第8条関係）

様式第12号（第10条関係）

様式第13号（第11条関係）